

東京都外国人患者受入れ体制整備支援事業実施要綱

平成29年7月21日29福保医政第709号
一部改正 令和2年3月18日31福保医政第2086号

第1 目的

本事業は、外国人が言葉や文化の隔てなく、症状に応じて安心して医療機関を受診できるよう、医療機関が外国人患者を受け入れるに当たり必要な整備への支援を行い、外国人患者への医療提供体制を充実することを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、東京都内において、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院若しくは診療所又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とする。

第3 事業内容

医療機関における文書や案内表示の多言語化等、外国人患者の受入れ体制の整備を支援する。

第4 整備対象

本事業では、医療機関における外国人患者の受入れ体制の充実を目的とした以下の整備を対象とする。

- 1 多言語対応ツールの導入
- 2 院内文書の多言語化
- 3 案内表示の多言語化
- 4 ホームページの多言語化
- 5 外国人患者の受入れに対応するためのシステムの導入
- 6 職員の語学力の向上等（研修、通信講座等の受講）

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。